

開成町介護保険居宅介護住宅改修費等支給要綱

（ 制 定 令和元年 11 月 開成町告示第 32 号
一部改正 令和 3 年 12 月 開成町告示第 66 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、居宅要介護被保険者等が日常生活を容易にするため、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号）に定める手すりの取付けその他の住宅の改修を行うにあたり、介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に関して、必要な手続等を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 前条に規定する住宅改修費の支給を受けることができる者は、開成町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）法第 7 条第 3 項に基づく要介護者として要介護認定を受けた者

（2）法第 7 条第 4 項に基づく要支援者として要支援認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、住宅改修の支給を既に受け、第 3 条に規定する支給限度基準額を超える者は、支給対象としないものとする。

（支給限度基準額）

第 3 条 住宅改修費に係る支給限度基準額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 35 号）により、20 万円とする。

（支給の申請）

第 4 条 住宅改修費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）住宅改修が必要な理由書

（2）工事見積書

（3）改修予定箇所の現況写真

（4）住宅所有者の承諾書（申請者が当該住宅所有者でない場合に限る。）

（5）その他町長が必要と認めた書類

（申請内容の事前確認）

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容の確認を行い、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書類確認書（第 2 号様式）に

より申請者に通知するものとする。

(住宅改修費の請求)

第6条 前条の規定により住宅改修費の支給申請内容の事前確認を受けた者は、住宅改修に着手し、改修完了後には介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給請求書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者の領収書(原本)
- (2) 工事後の状態が確認できる写真
- (3) 事前に提出した工事見積書に変更があった場合 工事内訳書
- (4) その他町長が必要と認めた書類

2 第9条から第17条までに規定する受領委任払の場合における請求書は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給請求書(第4号様式)とし、前項に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(住宅改修費の支給)

第7条 町長は、前条の請求書等を受領したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは支給すべき額を確定のうえ申請者に支給するものとする。

(住宅改修費の返還)

第8条 町長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修費の支給を受けた者があるときは、その者から当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(受領委任払の実施)

第9条 申請者の一時的な経済負担を軽減するため、申請者からの申出があった場合には、次条から第17条までに定める方法により、住宅改修費の支給に係る受領委任払(申請者が住宅改修費の受領権限を委任した住宅改修事業者に住宅改修費を支給することをいう。)を実施することができる。

(受領委任払の対象)

第10条 受領委任払をすることができる住宅改修費は、次条第2項に規定する介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任対象事業者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている住宅改修事業者(以下「事業者」という。)が行う住宅改修に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払の対象としない。

- (1) 法第66条、第67条及び第69条に規定する給付制限を受けている場合
 - (2) 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないとした場合
- (事業者の登録)

第11条 事業者は、申請者から住宅改修費の受領の委任を受けようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任登録届出書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による届け出があった場合は、内容を審査し、適当と認める場合には、名簿に当該事業者を登録し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第12条 事業者は、登録されている事項に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任登録変更（廃止・休止・再開）届出書（第7号様式）により町長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿登録を取り消すことができる。

（1）申請者が求めるにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払を拒否した場合

（2）この要綱に定める所定の手続きを行わなかった場合

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が名簿登録の取消しを認める場合
（受領委任払承認申請書の提出）

第14条 受領委任払を受けようとする申請者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払承認申請書（第8号様式）に第4条に規定する書類を添えて町長に提出するものとする。

2 受領委任払を受けようとする申請者は、住宅改修の内容を変更又は取消しをした場合は、速やかに町長に報告するものとする。

（受領委任払の承認）

第15条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領委任払の承認又は不承認を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払承認（不承認）通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（受領委任払の適用決定）

第16条 町長は、前条の規定による承認を受けた申請者に係る住宅改修費の支給決定の後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払適用決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（支払先）

第17条 町長は、前条に規定する通知を行ったときは、当該住宅改修費を申請者が当該住宅改修費の受領を委任した事業者を支払うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年12月6日告示第66号)

この要綱は、公表の日から施行する。